只見駅前賑わい創出事業　運営事業者　募集要項（案）

１．目　的

JR只見線が全線再開通することを最大のチャンスと捉え、町内経済等の起爆剤としてJR只見駅周辺に賑わいの創出（「町の総合案内機能と飲食物販等の受入れ態勢を整備」）を図ります。

　そのため、町で作成した只見駅前賑わい創出事業事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、只見駅前の賑わい創出のために物販や飲食等により出店される事業者（以下「運営事業者」）を募集します。

　尚、賑わい創出のために整備する施設等は、令和４年７月オープンの予定です。

２．募集内容及び方法

　①　募集広報

　（１）令和３年１２月１０日（金）

　　・おしらせばん掲載

　②　募集期間

（１）令和3年１２月２２日（水）～令和４年１月２４日（月）午後５時００分

③　募集対象

（１）町内の事業者

（２）今後町内に転入する事業者

　　　※　他の事業者と共同で申し込むことも出来ます。

　④　募集する事業者の事業区分

　　（１）飲食サービス

　　（２）物販サービス

　　（３）その他（上記１～２以外）

　　　※　単体又は複数の事業を組み合わせて事業を実施することが可能ですので、自由に組み合わせて計画してください。（例：物販と飲食等）

　⑤　事業者募集説明会の開催

　　（１）事業者募集説明会を次のとおり開催します。

　　　　　日　時　令和３年１２月２２日（水）午後７時00分～午後８時30分

　　　　　場　所　只見振興センター集会室

３．応募条件

①　各事業区分において、共通又は事業ごとの応募条件がありますので、当要項の応募条件を確認し

て「４．応募方法」等に基づく書類等を作成してください。

②　暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団員等」という。）は応募できません。

４．応募方法

　応募に必要な書類等は以下のとおりです。作成いただく書類ごとに提出期限が異なりますので、ご注意ください。

　①　期間内に以下に定める書類を１部作成し、令和４年１月２４日（月）午後５時００分までに只見町役場観光商工課にご提出ください。（FAXやメールでの提出は不可）

（１）様式第１号　只見駅前賑わい創出事業　運営事業者申込書兼事業運営計画書

　　（２）年間収支計画

　　　＊1　任意様式で作成ください。

＊2　年間収支計画書内に最低限記載いただく項目は、別紙「年間収支計画例示」を参照くださ

い。

　　（３）只見駅前賑わい創出事業を契機に創業する場合を除き、直近２か年分の決算書又は事業状況

が分かる資料を添付してください。

　　（４）必要に応じて記載されていない資料の提出を求める場合があります。

　②　その他

（１）各種様式は、町ホームページに掲載されていますが、インターネット環境が無い場合は、只

見町役場観光商工課（℡82-5240）までご連絡ください。

　　（２）ダウンロードしたワードデータで作成される場合、フォントは見やすいもので１０．５ポイント以上としてください。

 （３）各様式の枠の大きさは、文字入力や改行により拡張されても問題ありません。

　　（４）必要に応じて別紙扱いで資料を作成いただくことも可能ですが、その際には欄に「別紙による」等の記載をしてください。

５．応募に関する質問等

①　応募に関する質問は、町ホームページ内に掲載しております「様式第２号　只見駅前賑わい創出事業　応募に関する質問書」に記載し、只見町役場観光商工課へFAX・メール（PDF）又は持参にてご提出ください。

②　FAX又はメールを送信後必ず只見町役場観光商工課（℡82-5240）までご連絡ください。

③　質問の受付期限は、令和４年１月１２日（火）午後５時００分までとします。

　④　質問の回答は、随時町ホームページで行います。回答の内容は本要項の追加又は修正とみなします。

６．選考

①　町は、只見駅前賑わい創出事業　運営事業者選考会（以下「選考会」という。）を設置し、申込された事業者（以下「申込者」という。）の「只見駅前賑わい創出事業　運営事業者申込書兼事業運営計画書」等の書類審査及び「代表者への面談」により審査・選考を行います。

②　選考会の日程は、申込者に通知します。

　③　申込者に対して条件を付して採択する場合があります。

④　複数の事業区分を申込みされた場合、審査の結果によっては協議をさせていただく場合があります。

　⑤　審査・選考の結果は、申込者に通知します。

　⑥　必要に応じて再募集をかける場合があります。

７．採択の取消し

　次の記載に当てはまる事案が確認された場合、採択を取り消します。

　①　書類の内容に虚偽の記載があったと認められるとき。

　②　選考会が付した条件を履行しないとき。

　③　その他採択が適当と認められない事案があったと認められるとき。

８．その他

　①　選考会の審査を経て採択になった申込者は、只見駅前賑わい創出事業の運営事業者となります。

　②　町で整備する施設の完成が、令和４年６月中旬の見込みです。スケジュールに合わせて独自に必要とする備品やサービス提供に必要な設備等の準備を進めてください。

　③　その他不明な点等があれば下記問い合わせ先にご相談ください。

９．問い合わせ先

只見町役場　観光商工課 観光交流推進室

電　話 ０２４１－８２－５２４０

ＦＡＸ ０２４１－８２－５２３５

メール suishin@town.tadami.lg.jp

只見駅前賑わい創出事業　各事業に共通する応募条件

　①　申込者は、事業計画等町が示した資料等の内容を踏まえて応募してください。

　②　町等のイベントに協力するにあたっては、営業時間を協議により調整できるものとします。

③　事業計画が採択されると、申込者は運営事業者になります。

　④　施設の配置については、町が示す施設配置イメージを基本とします。

⑤　運営事業者協議会にご参加いただき、賑わい創出エリアの振興等について町等と協議いただきます。

⑥　施設の整備内容等が決まり次第、運営事業者は町と施設の貸借に関する契約を締結します。

⑦　貸借契約期間は３年から５年以内とします。その後の更新については、社会的状況を踏まえ協議します。

　⑧　施設は町が運営事業者のために設置するユニットハウスとなります。

　　　※ユニットとは、ユニットハウスを構成する単位区画となります。

別途事業ごとの応募条件がありますのでご確認ください。

只見駅前賑わい創出事業　飲食サービス　応募条件

以下に記載する内容を基本に「只見駅前賑わい創出事業　飲食サービス」に応募するにあたっての条件とします。

（１）事業実施場所

　①　賑わい創出エリア第１エリアの施設内　とします。

（２）飲食サービス業務等

①　原則として通年営業としますが、１２月３０日から１月２日まで休業又は短縮営業を可能とし

ます。

②　定休日を必須とするものではありませんが、週に１日以内としてください。定休日を定める場

合、近隣の飲食店と定休日が重ならない様に配慮ください。

③　飲食サービスを行う時間は、午前11時00分から午後2時00分までを必須とします。可能

な限り午前９時00分から午後５時00分までの軽食等の提供に努めてください。

④　夜間に飲食サービスの提供を計画する場合、午後９時００分には閉店してください。

⑤　③④にあたっては、飲食サービスの提供時間の定めであって、準備や清掃等の管理上の必要な

時間は含んでおりません。

⑥　次の内容に取組まれるよう努めてください。

＊1　お客様に「ただみ」を楽しんでいただける「飲食」の提供と商品開発

　　　　＊2　ニーズを捉え、そのニーズに合わせた飲食の提供

　　　　＊3　可能な限り地元商店・地元農家等が生産・加工した産品を使用

⑦　飲食サービスを提供するスペースには法令に基づき、飲食サービスを提供する従業員用トイレ

を設置します。そのトイレの管理費は飲食サービスを提供する運営事業者で負担いただきます。

（３）その他

①　審査結果によっては計画内容の一部変更をお願いする場合があります。

只見駅前賑わい創出事業　飲食サービス　応募条件は以上となります。

別途共通の応募条件がありますのでご確認ください。

只見駅前賑わい創出事業　物販サービス　応募条件

以下に記載する内容を基本に「只見駅前賑わい創出事業　物販サービス」に応募するにあたっての条件とします。

（１）事業実施場所

　①　賑わい創出エリア第１エリアの施設内　とします。

（２）物販サービス業務等

①　原則として通年営業としますが、１２月３０日から１月２日まで休業又は短縮営業を可能とし

ます。

②　物販サービスを行う時間は、午前9時00分から午後5時00分までを必須とします。

③　②にあたっては、物販サービスの提供時間の定めであって、準備や清掃等の管理上の必要な

時間は含んでおりません。

④　次の内容に取組まれるよう努めてください。

＊1　ニーズを捉え、そのニーズに合わせた商品の開発・販売・PR

　　　　＊2　町内の産品・農産物の積極的な販売・PR（委託販売・買取販売等の方式は問いません。）

　　　　＊3　加工品や農産物の販売時に生産者のこだわりが「見える・わかる」取組み

（３）その他

①　審査結果によっては計画内容の一部変更をお願いする場合があります。

只見駅前賑わい創出事業　物販サービス　応募条件は以上となります。

別途共通の応募条件がありますのでご確認ください。

只見駅前賑わい創出事業　その他サービス　応募条件

以下に記載する内容を基本に「只見駅前賑わい創出事業　その他サービス」に応募するにあたっての条件とします。

（１）事業実施場所

　①　賑わい創出エリア第１エリアの施設内　とします。

（２）その他サービス業務等

①　原則として通年営業としますが、１２月３０日から１月２日まで休業又は短縮営業を可能とし

ます。

　　②　新しく多様なサービスの提供を求めます。

（３）その他

①　審査結果によっては計画内容の一部変更をお願いする場合があります。

只見駅前賑わい創出事業　その他サービス　応募条件は以上となります。

別途共通の応募条件がありますのでご確認ください。